

小国川漁業協同組合に対して山形県から加えられた不当な圧力に抗議する決議

2014年3月1日

日本環境法律家連盟（JELF）

山形県が建設を計画している最上小国川ダムの建設に反対している小国川漁業協同組合の沼沢勝善組合長が、2月10日自ら命を絶つという痛ましい事態が発生した。

小国川漁協は、アユの生息できる環境を守るために、最上小国川ダムの建設に反対していた。これに対し、山形県は、昨年12月、小国川漁協に「公益への配慮」を求め、漁業権の更新を先送りする態度を取った。そのため、小国川漁協は「公益に十分配慮する」との文書を提出して漁業権の更新が認められたという経過があったと報じられている。

ダムの建設によって河川環境が悪化し、漁獲の対象としていた魚類が生息できなくなることを防ぐために、漁業者がダムの建設に反対するのは、自らの生業を守る当然の行為である。これに対し、漁業権の更新を認めないとするのは、県の事業に反対するものに対する見せしめ以外の何ものでもなく、不当な圧力というほかない。今回の沼沢組合長の自死は、山形県が小国川漁協に加えた不当な圧力によって追い詰められたことが背景にあったことは明らかである。

そもそも漁業権の更新において県が漁協に対して条件をつけること自体に法的根拠があるとはいえない。また、「公益への配慮」は本来多義的であり、「ダム建設によらない」選択肢を除外する理由はない。更新後に、「公益への配慮」の言質を梃子に沼沢組合長に対しダム建設の容認を迫ったとすれば、山形県の行為は卑劣というほかない。

日本環境法律家連盟は、山形県が最上小国川ダムの建設を推進するために小国川漁協に不当な圧力を加えたことについて厳しく抗議するとともに、小国川の清流を守るため、最上小国川ダムの建設を断念することを強く求める。

以上